



沖地最審第7号
令和6年8月29日

沖縄労働局長
柴田 栄二郎 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月29日貴職から、令和6年8月13日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する沖縄県労働組合総連合及び一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月13日付け答申どおり決定することが適当である。